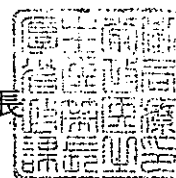


医政医療発0618第3号

平成22年6月18日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局政策医療課長



平成22年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の
提出について（追加募集）

平成22年度における標記国庫補助事業の事業計画書の募集については、3月17日に締め切ったところですが、今年度予算に残額が生じる見込みがあることから、追加募集を行うことといたしました。

については、事業の追加を希望される場合は、別添「地域診療情報連携推進事業実施要綱」に留意の上、下記により事業計画書を提出願います。

記

1. 事業計画書の様式

別紙「地域診療情報連携推進事業計画書」にて提出願います。

2. 事業計画書の提出期限

平成22年7月9日（金）

3. 事業計画書の提出先

厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室

4. 採択方針

申請件数が多い場合、以下の条件を多く満たしているものを優先的に採択します。

地域診療情報連携推進事業計画書

事業区分	平成22年度地域診療情報連携推進事業
------	--------------------

開設者名	
施設名	
所在地	

1. 医療施設の概要

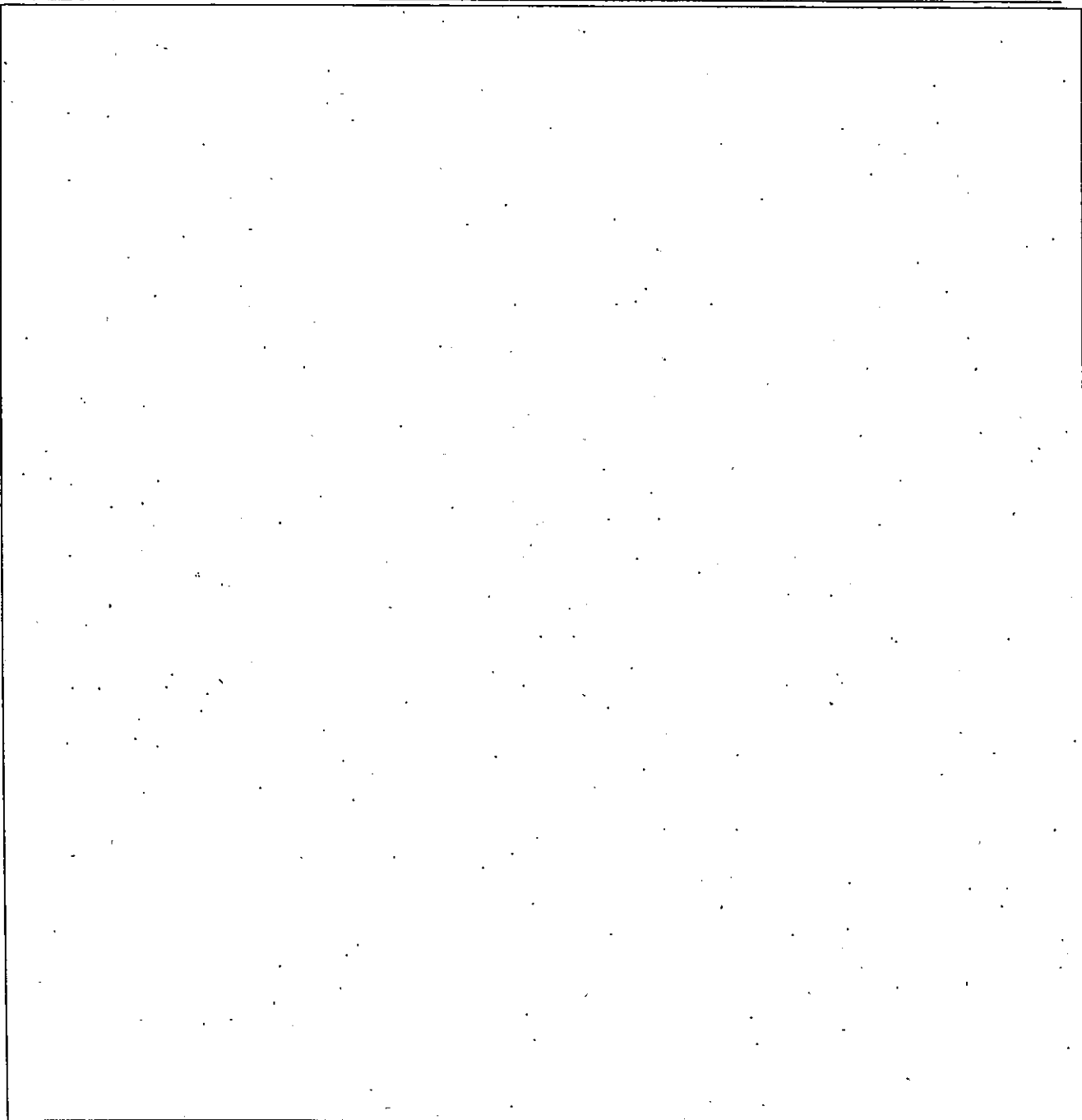
許可病床数（平成22年 月 日現在）							
一般	療養病床	精神	感染症	結核	計	（うちICU）	（うちCCU）
床	床	床	床	床	床	床	床
標 榜 診 療 科 名							
内科・心療内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・気管食道科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・その他（ ）							
一日平均外来患者数		名（平成21年4月1日～平成22年2月28日）					
一日平均入院患者数		名（平成21年4月1日～平成22年2月28日）					

2. 今回の実施事業概要（具体的にご記入下さい）

※文章にて記載すること。別紙不可。

※当該事業の詳細な見積書及び別紙資料もあわせて提出願います。

4. 構築を予定しているWeb型電子カルテシステム、または地域共同利用型データセンターを活用したネットワークのすがたをA4用紙5枚以内（概念、物理：別紙にて添付も可）で図示してください。※特に電子カルテシステムの機能及びデータの保存法等。



5. 当該事業における連携機関数を病院、診療所ごとにご記入下さい。

連携機関数	施設
(うち 病院	施設、診療所 施設)

7. 以下の項目について、「○」または「×」でご記入ください。

① 実施要綱に記載の用語／コード標準マスターを使用しますか。

② 実施要綱に記載の情報交換規約に関して、XML (HL 7 ver2.4 以上) 及び画像についてはDICOM規格を使用しますか。

③ 電子カルテ未導入の連携機関においても、中核機関に導入する Web 型システムを用いて診療録 (カルテ) の作成又は参照は可能か。

④ 中核機関及び連携機関が相互に診療録等を参照可能か。
(中核機関の情報しか参照できない等、一方向でないこと)。

⑤ 患者診療情報提供書及び電子診療情報データ提供書 (患者への情報提供) が電子的に行われるか。

⑥ 診療情報提供書 (電子紹介状) が電子的に行われるか。

⑦ インターネットを活用した予約システムが整備されるか。

⑧ 調剤薬局での調剤情報をシステムに反映できるか。

8. 情報システム管理に配置されている人員 (専任) 数

 人

9. 中核機関及び連携機関が作成した診療録等のデータはどこに保存されますか。

(例: 中核機関内サーバ)

10. セキュリティ設備に関し、次に挙げるものの中から該当するものを全て記載してください。

- 【1. VPN 2. SSL 3. ファイヤーウォール 4. PKI 5. ICカード
6. 生体認証 (部位) 7. ウィルス対策 8. 専用線 9. その他 (具体的に)】

地域診療情報連携推進事業実施要綱

第1 Web型電子カルテシステム導入型

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関が、セキュリティを確保したインターネット等を介しての電子カルテシステムの活用や情報共有の推進が図られることにより、地域診療情報連携及び電子カルテシステムの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

地域の中心的役割を果たしている医療機関において、既に導入済みの電子カルテシステム、又は開発中の電子カルテシステムを基に Web 型電子カルテシステムを開発・導入し、連携する医療機関がセキュリティを確保したインターネット等を介して、その電子カルテシステムの活用や情報共有を実施するものとする。

4. 整備対象

Web 型電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

(1) 前提条件

- ① 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- ② 既に何らかの地域医療連携が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関に電子カルテシステムが導入済、又は開発中であること。

(2) 導入システムの規格等

- ① 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。
- ② 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格を実装すること。
- ③ 連携機関において、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムの利用（診療録等の作成又は情報共有のための閲覧）ができること。

(3) その他

- ① 構築した Web 型電子カルテシステムの効果を検証し、その効果を補助金の交付年度から3か年、別紙により厚生労働省に提出すること。
- ② 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

別紙

地域診療情報連携推進事業補助金の交付を受けた医療機関における事業実績報告書

医療機関名： _____

補助金交付年度： 平成 _____ 年度

① 参加連携医療機関数（3月31日現在）

病院数	
診療所数	
その他 薬局 ○○○	
合計	

② 患者登録者数（3月31日現在）

人

③ 紹介患者数（連携医療機関から紹介された患者数）

人

④ 逆紹介患者数（連携医療機関へ紹介した患者で、診療情報提供料を算定した患者数）

人

⑤ その他（Web型電子カルテの導入によるメリット・改善点等について適宜記載）

--

※ ①、②については、毎年度3月31日現在を記入することとし、③、④については、当該年度の延べ人数を記載すること。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

地域診療情報連携推進費補助金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(項)医療情報化等推進費											
(目)地域診療情報連携推進費補助金											

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

地域診療情報連携推進事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容（○○○型）

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小計	—	—		—
合計	—	—		—

地域診療情報連携推進事業実績報告書

1. 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2. 事業目的

3. 整備の内容(〇〇〇型)

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小計	—	—		—
合計	—	—		—